

赤穂市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

令和2年4月1日

赤穂市長
赤穂市議会議長
赤穂市選挙管理委員会
赤穂市代表監査委員
赤穂市公平委員会
赤穂市消防長
赤穂市農業委員会
赤穂市教育委員会
赤穂市上下水道事業
赤穂市病院事業

赤穂市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、赤穂市長、赤穂市議会議長、赤穂市選挙管理委員会、赤穂市代表監査委員、赤穂市公平委員会、赤穂市消防長、赤穂市農業委員会、赤穂市教育委員会、赤穂市上下水道事業及び赤穂市病院事業（以下「各任命権者」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とする。

2. 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務部人事課を主管課とし、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、各任命権者と共有していくものとする。

3. 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

(1) 行政職採用者の女性割合

令和7年度まで、行政職採用者の女性割合を、概ね3割にする。

（各年新規採用者の女性割合実績

H28 20.0% H29 22.2% H30 37.5% H31 (R1) 9.1%

(2) 消防職採用者の女性割合

令和7年度まで、引き続き消防職において女性を採用する。(R2 1人)

(3) 行政職管理職に占める女性割合

令和7年度までに、行政職における管理職の女性割合を、1割以上にする。

(H28 5.2% H29 6.5% H30 6.5% H31 (R1) 6.5%)

(4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

令和7年度までに、該当する男性職員全員が、両休暇を取得できるようにする。

(令和2年度から)

4. 目標達成に向けた取組

数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 行政職採用者の女性割合

仕事と子育てに励む女性職員の声を紹介するなど、女性が活躍できる職場であることを広報する。

(2) 消防職採用者の女性割合

女性の採用試験受験者を確保するため、就職説明会等に参加し、女性の受験者確保に向けた広報を行う。

(3) 行政職管理職に占める女性割合

女性職員を対象とした研修の実施や、外部研修(自治大学校、市町村アカデミー等)への派遣を積極的に行う。

(4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

管理監督職は、該当職員へ休暇取得を勧奨するとともに、取得しやすい職場環境を整える。